

令和2年生駒市農業委員会第7回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和2年7月8日(火)午後3時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 8番 中田 建彦
農業委員会委員
1番 辻野 俊平 2番 西口 まゆり
3番 田中 勇治 4番 染岡 政明
5番 池田 憲央 6番 有山 兼吉
7番 北村 由子 9番 中本 真人
10番 中谷 佳津代
農地利用最適化推進委員
上武 猛 中谷 明
北本 光美 高貝 要明
川端 俊雄 山田 義美
中井 啓二
欠席者 なし
説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 巽 眞一
係長 上田 修司 主査 増本 量俊
傍聴者 なし

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地利用集積計画に対する意見聴取について
3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
4. 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請承認について
5. 農地の造成工事に係る届出について
6. 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

報告事項

1. 使用貸借契約の解約通知について

2. 農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について
4. 公共転用について
5. 地籍調査において地目変更となる農地の照会について
6. 農地の転用事実に関する照会について
7. 農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認。

傍聴人なし。

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中田建彦会長に議事進行を依頼。

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

- 1番 辻野 委員
- 2番 西口 委員
- 3番 田中 委員

議案第1号議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～9について、貸人は異なるが、借人が同じである。

No.1～5の申請地の位置について

高山ため池から南東に約300mのところに位置する高山町地内の農地5筆。

申請理由について

一般社団法人ブルーコクーンが平成28年から耕作してきたが、会社の運営が難しくなり、後で報告する報告第1号「使用貸借契約の解約通知について」にあるように、使用貸借を解除後、社員であった使用借人が個人として、引き続き使用貸借のうえ、管理、耕作していくこととなった次第。

使用貸借で解除したうち、今回の3条手続きに無い農地4筆については、使用貸人の家族で耕作するということである。

No.6の申請地の位置について

萩の台駅から西北西約750mのところに位置する小平尾町地内の農地1筆。

申請理由について

使用借人は、平成30年3月に集積計画書によって、この近隣の農地を使用貸借により耕作しており、隣接するという縁から本農地を使用貸借することとなった次第。

No.7～9の申請地の位置について

萩の台駅から西北西約500mのところに位置する小平尾町地内の農地3筆。

申請理由について

当該農地のうち、No.7～8の2筆については別の方が賃貸借で耕作していたが、今年4月の委員会で「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」で報告したように、賃貸借を解除されたものである。これら当該農地は先ほど説明した、使用貸借のあった農地に向かう途中にある縁から、賃借人が本農地を新たに賃貸借することとなった次第である。

要件について

耕作に必要な農機具等については既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、営農している農地が30アール以上あるので当該要件を満たしている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.10の申請地の位置について

生駒北小中学校から東に約200mのところに位置する高山町地内の農地1筆。

申請理由について

譲渡人は、平成28年に相続により当該農地を相続したが、仕事もあるうえ、本農地から離れた場所に居住しているため管理が難しい状況であった。一方、弟である譲受人は申請地のすぐ近くに居住し耕作もしているため、所有権を兄弟間で贈与することとなった。

要件について

耕作に必要な農機具等については、既に所有しており、また農地取得の下限面積要件については、営農している農地が50アール以上あるので当該要件を満たしている。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件を満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

- 議長 議案第1号のNo.1～5について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りであり、有機栽培を行うと聞いている。

- 議長 議案第1号のNo.6～9について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りである。No.1～5については本日知ったが、ますます農業に力を入れてくれる方と理解している。暑い中、雨の中も一生懸命されている。
- 議長 議案第1号のNo.10について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通り、兄弟間の贈与である。熱心に耕作されており問題ないと思われる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認。
〔「なし」の声あり〕
- 議長 異議の確認
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言。
議案第2号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局に依頼。
- 主査 〔議案読み上げ〕
本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度。
- No.1～7の申請地の位置について
たかやまこども園の西約200mに2筆、北西約300m付近に5筆ある、高山町地内の農地。
- 申請理由について
使用貸人は、申請地近くに居住で、申請地を含め50アール弱の農地を耕作してきた。申請地については近くに居住の使用借人が先代のころから当該農地の耕作を手伝ってきたこともあり、今般正式な手続きを追うことで、貸借により引き続き耕作することとした次第である。
- 要件について
使用借人の、現在の生駒市での経営耕地面積は、既に約28アールあり、農地取得の下限面積要件である、20アール以上を満たしている。
- 現地調査について
今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行った。
以上のことから、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているので、特に問題ないとする。
以上、審議をお願いしたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」は、「問題なし」ということで、生駒市に回答することを宣言。

議案第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

本申請については、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから申請ができたもの。

No.1の申請地の位置について

高山大橋に隣接する高山町地内の農地1筆の一部。

申請理由について

譲渡人は、大和郡山市に居住しており、生駒市に本農地1筆のみを所有している。耕作はしておらず、維持管理のみしていた。一方譲受人は、この農地の西に車で約1～2分程度のところに事業所を所有しているがスペースが手狭であるため、本農地を買い受け、青空資材置場として転用することになった。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域であることから第3種農地に該当する。

申請にあたって、汚水はなく、雨水は自然浸透としている。また、北倭土地改良区の意見書が添付されていることから、周辺農地への影響等につきましても問題はない。

現地調査について

今月3日に、会長をはじめとする農業委員6名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.2～5の申請地の位置について

南田原交差点の西北西約900mのところに位置する南田原町地内の農地。

申請理由について

譲渡人は、本農地での営農を行ってきたが、住居から農地までやや距離があり、高齢であることもあり、所有している農地の営農を進めていくことが難しくなってきたことから、法人が買い取り、本農地についての土地の有効利用として転用し、太陽光の発電設備を設置することになった次第。

太陽光事業には小規模な太陽光事業とそうではない大規模な事業、つまりメガソーラーというのがある。小規模な太陽光として関西電力と契約する場合は、ひとつの事業者が行う事業での電力規模が、1件あたり年間出力50kw未満であるというルールがある。今回の3件の申請では、まずNo.5が他の案件と里道により離れており、No.2、3とNo.

4 とが異なる法人で、3 件が互いに異なる事業として、それぞれが定格出力 5 0 k w 未満で扱われており、小規模な太陽光事業となっている。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が 1 0 h a 未満の区域であることから第 2 種農地に該当します。

申請にあたって、汚水はなく、雨水は自然浸透としており、また水利組合長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月 3 日に会長をはじめとする農業委員 5 名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.6 の申請地の位置について

南田原町公民館から北に約 1 0 0 m に位置する南田原町地内の農地 1 筆。

申請理由について

譲渡人は当該農地を水田の耕作で利用してきたが、生駒市による介護施設の公簿で選定された法人が介護施設を建築するというので、当該農地の一部を賃貸借することとなった。

生駒市では、今年 1 月～3 月に、「2 9 人以下の小規模地域密着型のサービスと、ショートステイ用居室を提供できる介護施設」ということで公簿し、当該賃借人が選定された。選定を受けると令和 2 年度内に、施設を作ることとなり、市経由で県から補助がある。公簿要件としては、認知症高齢者対応、定期巡回随時対応、虐待の他要介護者の急な入所対応などがある。これらをなるべく多く満たすよう、加点方式で評価して決める仕組みとなっている。生駒市に住民票のある方が施設に入所できるということで、地域密着型で子どもとの交流活動などしやすく、家族の方が来所し易い場所ということが必須要件となっている。このようなことから、南北に長い地形の生駒市の中心付近で、大きな道路つまり国道沿いでありながら、比較的交通量が少ない場所が望ましいといった多種の条件を兼ね備えた施設が最も公簿で選定され易いということで、南田原町の今回の場所で、土地所有者から土地の提供を受けることとなった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が 1 0 h a 未満の区域であることから第 2 種農地に該当する。

申請にあたって、地元農家区長、水利組合長の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月 3 日には、会長をはじめとする農業委員 5 名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、本案件 5 件については、これらの申請を奈良県知事に進達すること

が相当であると考えられる。なお、No.2～6については転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 議案第3号のNo.1について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 事務局の説明の通りで問題ないとする。審議をお願いしたい。
- 議長 議案第2号のNo.2～6について地元推進委員へ補足説明を依頼。
- 委員 No.2～5については、これまでにできた太陽光発電設備会社と異なるが、やり方は同じで問題ないとする。No.6については、賃借人は高山町と平群町で1軒ずつ運営されている。これからの高齢化社会に必要なものとする。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 No.2～5の太陽光発電について、No.5が離れているということも含め、もう一度説明をしてもらいたい。
- 主査 No.5が他のNo.2～4と離れていると説明したのは、No.5とNo.2～4の間に里道があり隣接していないためである。このNo.5で一つの事業とし、240枚のパネルを設置し49.5kwの出力を見込み、次にNo.2、3で一つの事業となり、こちらでは260枚のパネルを設置し49.5kwの出力を見込んでいる。No.4はNo.2、3の会社が事業を行うと農地が隣接しているため電力規模が小規模事業という扱いでなくなるため、No.2、3、5の関連会社が事業を行うことによってそれぞれを小規模事業とすることにした。No.4は280枚のパネル設置で同じく49.5kwの出力を見込んでいる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。なお、No.2～6の申請については転用面積が300㎡以上あるため、奈良県知事への進達前に奈良県農業会議への意見照会を経ることとする。
議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請承認について」の説明を事務局に依頼。
- 主査 [議案読み上げ]
本申請は、平成31年4月に奈良県知事による農地法第5条第1項の規定による許可を得たが、工事を始める前に事業計画の変更が生じたため、今般、事業計画の変更申請が出てきたものである。
申請地の位置について
南田原町交差点の西約500mに位置する南田原町地内の農地1筆。
申請理由について
過去に転用許可を得た内容は、青空資材置場を目的として工事を行うというものであ

った。許可がおり、工事に着手するところで、転用者が病気を患い、入院することとなったため工事に入ることができなくなった。長期入院となり退院するころには、経営方針が変わり、隣接の雑種地である所有地も含め、青空資材置場・駐車場として一体利用することとなったため、当初約1000㎡であった用地を約4000㎡に変更することとなった次第である。

このように、雑種地のみを加えた工事が目的であり、その他転用行為についての変更はない。また、地元農家及び隣接農地の所有者の同意も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月3日に、会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことから、転用面積が300㎡以上だが、当初転用許可のあった農地1筆に加えて雑種地が追加されているだけであるので、奈良県農業会議への意見照会を経ず、奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第4号について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 事務局の説明の通りで問題ないとする。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第4号 「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請承認について」の承認を宣言。農地転用はないので奈良県農業会議への意見照会をせず、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第5号 「農地の造成工事に係る届出について」の説明を事務局に依頼。

○主査 〔議案読み上げ〕

農地造成工事とは、農地の効率的な利用を追求した盛土、切土の行為であり、農地法の規定による転用許可等は不要だが、工事期間が6ヶ月以内の場合、生駒市では農地造成指導要綱に基づき、届出の提出が必要となっている。農業委員会は現地調査を行い、農地の効率的な利用が確保され、隣接地関係者の同意があることなど、協議・確認することとなっている。

農地造成届出については、審議により許可されると、申請者に許可書を発行することとなり、その後工事着手届、工事完了届を提出してもらうこととなる。そして設計書の実行で何らかの不足がある場合は是正措置を指導しなければならない。

No.1、2の申請地の位置について

たんだ橋バス停留所の西に約500メートルに位置する高山町地内の農地4筆。

申請理由について

所有者である申請者は今後新規就農される方へ当該農地の貸与を行う予定であり、造成工事自体はその方が設計している。

農地は階段状の地形であり、最も高い農地の土を切り取り、低い農地に盛ることで、4筆の農地の高さを一定にし、一体利用できるようにするものである。

今月3日に会長をはじめとする農業委員5名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、就農者の面談も行った。そこで当該農地を有効利用したいということを強く希望していた。

しかし、提出された設計図面によると、隣地や当該農地の排水、既設水路の扱い、切土、盛土そのものにかかる土砂に関する記述など被害防除措置が具現化されていなかった。そこで、昨日、訂正図面を提出してもらい、農林課の技術者とともに点検、指導を行い、再度本日の午前中に2回目の訂正された図面について提出があった。

被害防除措置等に関する記述については改善されており、周辺農地への影響はないと考えられる。

以上のことから、本申請については、とくに問題ないと考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 議案第5号について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 届出者は3年ほど前に相続で本農地を取得したが農業経験はない。事務局の説明でもあったように、この造成工事の後、新規就農者がビニールハウスでイチゴ栽培を行うとのことであるが、その方も農業経験がないので農業委員会の方から指導・助言をお願いしたい。

○議長 事務局に補足説明を依頼。

○補佐 先ほどの事務局の説明にもあったように、本日、午前中に造成計画の修正図面の提出があった。事務局で確認したところ周辺農地への土砂や排水の影響はないという計画であったため、届出に関しては問題ないとする。

○副会長 届出書及び現地調査ではNo.1、2を削って、その土をNo.4に入れて盛土し、No.3の高さに合わせる、ということであったと思うが、議案ではNo.3も削ってNo.4に入れるといった内容になっているが、どういうことか。

○主査 副会長の発言の通りである。早急に議案書を訂正する。

○議長 かなり面積が広い造成となるので排水等の措置について指導した。農地造成について生駒市としてのガイドライン等があると思うのでもう一度説明してもらいたい。

○主査 農地造成には2通りの方法がある。1つ目は工期が6ヶ月を超えるもので、こちらは4条の一時転用の手続きをとることとなる。もう1つは工期が6ヶ月以内のもので、こちらは転用手続きは不要だが、平成26年4月1日施行の生駒市農地造成指導要綱により、造成工事の届出書の提出が必要となっている。添付書類として登記簿、平面図、断面図、位置図、農業経営の計画書が必要となっており、届出が提出されると翌月の委員会で審議され、受理されれば受理証を発行し着工という流れになる。工事が始まると農地造成工事着手届、終われば農地造成工事完了届を提出してもらい、工事完了後、現場

確認を行う。要綱では、計画書に問題があれば是正措置を指導する旨が記載されており、今回、被害防除措置に不備があったため指導を行った。

- 局長 この届出がなければ農業委員会は農地造成の事実が把握できない。それまでは様式が独り歩きしている状態であったため5年前にこの要綱ができた。
- 議長 適正に造成が行われ、工事完了後、届出書の計画・図面通りに造成されたかを事務局にはきちんと確認してもらいたい。
- 委員 この工事は届出者が自ら行うのか。かなり大きな規模の工事になると思うが、業者に委託した場合、建設業の許可を得ている者しかできないのか。一般の者でも大丈夫なのか。
- 補佐 この造成工事は、先ほど説明のあった新規就農者が資金を用意し、工事を業者に依頼しているということは聞いている。おそらくその業者は建設業の許可を得ていると思われるが、その点も含め確認しておく。
- 委員 新規就農者の方は、それで採算が採れるのか。また、この辺りの土壌は雨が降ると流れやすい場所なので、きちんとした工事をしてもらわないと大変である。
- 議長 採算については、次の新規就農についての重要なテーマになってくるが、工事については、現段階では計画書が提出されているので、その計画書にしたがって進めてもらう。不備等が確認できれば会長名で改善指導を行うこともできるので、これからも事務局には注視してもらいたい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第5号 「農地の造成工事に係る届出について」の承認と受理書の発行を宣言。
議案第6号 「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の説明を事務局に依頼。
- 補佐 [議案読み上げ]
本件は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第5の4の(7)に基づき、農業経営改善計画の認定について、必要に応じて農業者等から意見を聴取することができるということから議案として上げたものであり、またこの認定を受けた農業者は認定農業者となる。
認定については要件が3つある。まず1つ目は「計画が市の基本構想に照らして適切なものであること」、2つ目が「計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること」、3つ目が「計画の達成される見込みが確実であること」となっている。
1つ目の要件について、平成27年に策定された生駒市の基本構想では認定農業者の場合、5年後の年間所得が350万円、年間労働時間は2000時間が目標となっており、提出された計画は適切であると考える。

2つ目についても計画書の通り、農用地を効率的かつ総合的に利用されているので、適切であると考えます。

3つ目については、これまでの実績も十分にあり、現在交渉中の農地獲得が成立すれば、パイプハウスを増設するという計画もあり、達成の見込みは十分あると考えます。

以上のことから、認定についての要件は満たしていると考えます。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○副会長 申請者が耕作している場所は便利の悪い所である。環境整備に労力を取られるのではなく、生産に力を入れることのできる効率の良い農地があれば勧めてあげてもらいたいと考えます。

○委員 申請者に現在借入れはあるのか。現在の所得の中に補助金は含まれているのか。現時点で借入れがあり、補助金込の所得で、さらに規模拡大のための借入れも行うとしたら、厳しいのではないかと。

○議長 今回、「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」という依頼文が市長から来ている訳だが、これは承認事項になるのか、もしくはわれわれ農業委員会からこのような意見が出た、ということを経理宛に回答するのか、どういう位置づけなのか。

○補佐 認定農業者の主旨には、農業者自らが創意工夫をして農業経営の改善をしていこうというものがある。認定されると、その農業者に重点的な支援措置がある。その目的があって認定農業者になりたいといった申請が上がってくる。今回、農業委員会に意見聴取が依頼されている訳だが、他にも奈良県北部農林とJAにも意見聴取を行っている。

そこで、この改善計画について先ほどの3つの要件を満たしているということで「意見なし」という回答を得ることができれば、市長から認定されるという流れになる。

○局長 申請書に記載されている年間所得の中に、農業次世代人材投資事業補助金は入っていない。また、現在借入れはあるが、さらに借入れを行っても経営規模が拡大され収入は増加する見込みであるため、返済的には特に問題ないと考えます。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第6号 「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の承認を宣言。「異議なし」と生駒市に回答することとする。

報告第1号 「使用貸借契約の解約通知について」

報告第2号 「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号 「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

報告第4号 「公共転用について」

報告第5号 「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

報告第6号 「農地の転用事実に関する照会について」

報告第7号「農地転用許可及び工事の進捗状況・完了の報告について」
の説明を一括して事務局に依頼。

報告第1号「使用貸借契約の解約通知について」

○係長 [議案読み上げ]

報告事項

この報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除されたという通知を受け報告しているもの。平成28年12月から本農地を借りていた会社の活動が停止し、使用貸借契約が解除されたものである。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

○係長 [議案読み上げ]

概要説明

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用。

No.1~2の申請地の位置について

阪奈道路辻インターの北東約200mのところに位置する小明町地内の農地。

報告事項

建築資材置場を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による受理通知について」

○係長 [議案読み上げ]

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第6号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定・移転が伴う農地転用。

No.1~2の申請地の位置について

高山郵便局の北西約60mのところに位置する上町地内の農地2筆。

報告事項

住宅の建築を目的として、農地転用の届出がされたもの。

報告第4号「公共転用について」

○係長 [議案読み上げ]

概要説明

この報告の転用については、転用者が県である場合、農地法第5条第1項第1号に規定により、農地法の転用手続が不要であるが、そのままだと、農業委員会として、転用行為を把握することができないことから、農地転用の届出を出してもらったもの。

No.1~20の申請地の位置について

往駒神社の東約200mのところに位置する壱分町地内の農地20筆。

報告事項

奈良県警生駒警察署の移転に伴い警察署用地として使用するため、県が農地を買収したことの報告。

報告第5号「地籍調査において地目変更となる農地の照会について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、西菜畑町地内で行っている地籍調査に際し、生駒市の地籍調査の担当部局から、農地から農地以外の地目変更になる農地また、その逆について確認の照会があったもので、現地調査を行い、その結果を生駒市に回答した内容を報告している。

地籍調査に基づく地目変更については、国の認可も別に必要になるため、実際の地目変更が完結するまでには、約1年程度かかる。

報告第6号「農地の転用事実に関する照会について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を、田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案。

- ・No.1 は昭和46年に農地転用を受けた農地で、宅地として利用され、地目変更がされていなかった農地。
- ・No.2～11 及びNo.22～28 は約20年以上前から雑種地及び山林として利用されてきた農地。
- ・No.12、13 は平成6年に組合員店舗用地、平成14年に進入路・デイサービスセンターに農地転用を受けた土地で、宅地として利用され、地目変更がされていなかった農地。
- ・No.14～21 は約10年以上前から山林及び宅地、雑種地、原野として利用してきた農地。

以上の土地について、今般、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、農地性が無いとの確認した上で、法務局に対しその旨の回答をしたもの。

報告第7号「農地転用許可の報告及び工事の進捗状況・完了の報告について」

○係長 〔議案読み上げ〕

概要説明

この報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可及び転用者から工事の完了報告があったことの報告。

以上で報告を終了。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼。

○主査 農業委員会勤務実績報告書について、いつもは月初に提出していただいているが、今回は7月31日を締め切りとさせていただきたい。

○補佐 委員の皆さんに貸し出している、身分証・バッジ・利用状況調査で利用した地図・航空写真等の物品を返却していただくこととなっている。任期が7月19日までなので、20日以降、事務局まで返却をお願いしたい。

○局長 議案第5号の「農地造成工事は建設業の許可を得ている者しかできないのか、一般の者でも可能か。」という質問について、工事業者については市・県・国の補助金に絡む工事は、建設業法における一般土木の工事資格のある業者となっているが、個人で行う工事については規模の大小にかかわらず資格は必要ない、ということであった。

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 8月 7日(金) 午後2時 401、402会議室

現地調査 8月 4日(火)

前日8月3日(月)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後5時15分開会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和2年生駒市農業委員会第7回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1番 辻野 俊平

議席番号 2番 西口 まゆり

議席番号 3番 田中 勇治
